

平成 29 年 4 月

## 自然排煙口の取扱いについて

建築基準法施行令第 126 条の 3 第 1 項第二号に規定される自然排煙設備の排煙口について、下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

- ・ 防火設備を不燃材料と同等の性能を有するものとみなし、排煙口として使用可能とする。
- ・ 国土交通大臣の認定を受けた認定記号 EA、EB 及び EC の防火設備は、いずれも使用可能とする。

お問合せ  
札幌市都市局建築指導部建築確認課 011-211-2846